

(次期) 北九州市障害者支援計画の「施策の方向性」について

【全部会共通】

1 「施策の方向性」の設定にあたっての考え方

(1) 「施策の方向性」は、基本目標を達成するため、分野ごとに取組むべき施策の方向性を示すもので、以下により設定する。

① 国の計画における「施策の方向性」に準拠

市町村障害者計画を策定する上で、その基本となる「第4次障害者基本計画」(内閣府所管)の「障害者施策の基本的な方向」に準拠する。

これにより、現行の法制度等に即した内容とするとともに、今後、計画の実施や評価等もさらに行いやすくなる。

② 当事者の視点に立って分かりやすく分類

当事者のライフステージや生活のシーン別に施策を分類するとともに、施策を推進する体制に即した、分かりやすい体系に整理する。

③ 本市の実情を反映

本市の障害福祉施策の実情に即し、地域福祉計画等との連携を図りながら、「施策の方向性」の修正、追加を行う。

(2) 分野ごとに現計画との比較を行い、今後、さらに力を入れていく取り組みを確認する。

① 現計画との関係を整理

(次期)北九州市障害者支援計画の分野ごとに、現計画の「施策の方向性」の該当するものを分類、整理する。

② 次期計画の「施策の方向性」を踏まえ、今後、さらに力を入れていく取り組みを確認

分野ごとに、①で整理した現計画の「施策の方向性」と、今後さらに力を入れていく取り組みを確認する。

「(次期)北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」

分野ごとに、市町村障害者計画の基となる「第4次障害者基本計画」(内閣府所管)の「障害者施策の基本的な方向」に準拠して、設定。

現 計 画 の 「 施 策 の 方 向 性 」

+

今 後 、 さ ら に 力 を 入 れ て い く 取 り 組 み